

関西光量子科学研究所（木津地区）
車両運行管理業務請負契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
関西光量子科学研究所
管理部庶務課

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）関西光量子科学研究所（木津地区、以下「関西研」という。）における車両運行管理の業務を受注者に請負わせるための仕様について定めるものである。

受注者は車両の運行方法、整備方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本業務を実施するものとする。

2. 契約範囲

- (1) 車両運行業務
- (2) 車両点検整備業務
- (3) 関連資料作成・管理業務
- (4) 車両の保管・管理業務
- (5) その他上記に付随する業務

3. 対象車両

普通乗用車（車種：トヨタ ノアHV 7人乗り） 1台

4. 実施場所

主に京都府木津川市周辺とし、遠方への運行の場合は京都府、奈良県、大阪府及び兵庫県を含むものとする。

5. 対象期日等

(1) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及びその他QSTが特に指定する日を除く。

(2) 実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

平日 7:00～20:00

ただし、業務の都合上、上記時間帯及び前項に定める休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他QSTが指定する日）においても運行を要する場合がある。この場合、QSTと受注者は事前に協議のうえ、休日運行の実施日又は時間帯、並びにこれに代わる休業日又は休業時間帯を定めるものとする。休日運行は実施期間中、最大3日までとする。

6. 業務内容

本業務を実施するに当たっては、本仕様書に定める事項の他、対象車両の取扱説明書等を充分理解の上実施するものとし、受注者はあらかじめ実施方法等について実施要領を定め、QSTの確認を受けるものとする。

なお、受注者は、以下に掲げた業務に係る手配等を自らの判断と責任で行い、これに伴う一切の費用については、受注者の負担とする。

(1) 車両運行業務

来客者、役職員等の送迎

5 項 (2) 実施時間内の隨時

(2) 車両点検整備業務

①始業点検 (毎日)

②終業点検 (毎日)

③洗車、ワックス掛け (隨時)

④給油 (隨時)

⑤整備等 (隨時)

適切な時期に消耗品及び交換部品の補充・交換を行う。

⑥修理 (隨時)

※実施において、外注を要する場合には、事前にQSTへ報告すること。

(④⑤⑥)の費用については「15. 特記事項(6)」を参照のこと。)

(3) 関係資料作成・管理業務

①運行日報の作成・管理 (毎日)

②業務週報の作成・管理 (毎週)

③業務月報の作成・管理 (毎月)

④対象車両の整備記録等の記入及び保管 (隨時)

(4) 車両の保管・管理業務

①受注者は運行する車両の保管について、善良なる管理者の注意をもって行わなくてはならない。

②運行する車両は終業後直ちに指定された場所(車庫等)に格納しなければならない。

(5) その他

上記に付随する作業でQSTとの協議により定められた作業

7. 標準要員数 1人

ただし、受注者は、上記要員1名が病気、事故、その他やむを得ない事由により業務に従事できない場合は、代替要員を確保し、速やかに代替措置を講じる体制を整えておくものとする。

8. 運行従事者の資格等

受注者は、以下の条件を満たす者を従事させること。

(1) 第一種普通免許を保有すること。

(2) 過去5年無事故無違反であること。

(3) 健康状態に問題がないこと。

9. 受注者の資格・条件等

受注者は以下の条件を満たすこと。

(1) 日々常に業務の完全な履行をなし得るように人員を配置すること。

(2) 運行従事者に対して、運行業務等に関する教育研修体制が確立されており、それが確実に実行されていること。

(3) 運転技能、接遇・マナー、「8. 運行従事者の資格等」に定める項目等に問題があった場合、運行従事者の交代等の必要な措置を講ずること。

(4) 緊急時に備え、運行従事者は迅速に対応できるよう体制が整っていること。

10. 支給品及び貸与品等

(1) 支給品

電気、ガス、水

(2) 貸与品等

①「3. 対象車両」に定める車両

②E T C カード

③運行従事者控室

11. 自動車保険（任意保険）

受注者は、「3. 対象車両」について以下に示す自動車保険（任意保険）以上の契約を締結するものとし、自動車保険（任意保険）及びこれに伴う一切の費用については受注者の負担とする。

なお、保険期間は、本契約の実施期間に合わせ、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- ・ 対人賠償 : 1名につき無制限
- ・ 対物賠償 : 1事故につき無制限
- ・ 搭乗者傷害 : 1名につき1,000万円

12. 運行上の事故等

- (1) 受注者は、車両を運行中、万一事故が発生した場合は、速やかにその処理にあたり必要な措置を講じるとともに、事故の状況等についてQSTに報告すること。
- (2) 受注者は、運行中に発生した全ての事故等について、受注者の責任において相手方と折衝し、誠意をもって協議し解決に努めること。
- (3) 車両の運行中の事故又はその他業務の実施に関して生じた損害（第三者への身体的又は財産的損害含む）は、受注者が付保した自動車保険により充当する。ただし、保険額を超える損害が発生した場合は、その越えた損害部分については、受注者が負担することとする。
- (4) 自動車事故が発生してQSTが損害を被った場合は、受注者はQSTに対して損害賠償責任を負うこと。

13. 提出書類

| No | 書類名 | 指定様式 | 提出期日 | 部数 | 備考 |
|----|--------------|------|---------|----|----|
| 1 | 総括責任者届及び代理者届 | 指定なし | 契約後速やかに | 1部 | |
| 2 | 実施要領書 | 指定なし | 〃 | 2部 | |
| 3 | 従事者名簿 | 指定なし | 〃 | 2部 | |
| 4 | 教育修了報告書 | 指定なし | 〃 | 1部 | |

| | | | | | |
|---|---|------|----------|----|---------|
| 5 | 運行日報 | 指定なし | 業務終了時 | 1部 | |
| 6 | 業務週報 | 指定なし | 業務終了時 | 1部 | |
| 7 | 業務月報 | 指定なし | 翌月7日まで | 1部 | |
| 8 | 仕様書「8. 運行従事者の資格等」「9. 受注者の資格・条件等」を有することを証明する資料 | 指定なし | 作業開始前までに | 1部 | |
| 9 | その他QSTが必要とする書類 | | | | 詳細は別途協議 |

1 4. 検査条件

提出書類の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたとQSTが認めたことをもって検査合格とする。

1 5. 特記事項

- (1) 受注者はQSTが高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QSTの規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりQSTの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は業務の実施に当たって、当該作業の安全確保を維持するため、安全関係法令及びQSTの定める諸規則を遵守するものとし、QSTが安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者は異常事態等が発生した場合、QSTの指示に従い行動するものとする。
- (5) 受注者は、従事者に関する労働基準法、労働安全衛生法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (6) 燃料代、駐車料金、交換部品及び受注者の責任によるものを除く修理費用の支払については、外注先からの納品書、領収書、請求書等の支出を証する書類の写しを添付の上、請負代金として原契約に定める金額に加算して請求するものとする。ただし、受注者の不注意、操作ミス、又は整備不良に起因する損傷・故障の修理費用は受注者の負担とする。外注修理を行う場合は、事前にQSTの承認を得なければならない。
- (7) 受注者はQSTが伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (8) 受注者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、新規受注者に対して、QSTが実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など

の基本事項説明への協力をを行うこと。

なお、基本事項説明の詳細は、QST、受注者及び新規受注者間で協議の上、一定の期間（3週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。

(9) その他仕様書に定めのない事項については、QSTと協議の上決定する。

16. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 従事者の業務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関するQSTとの連絡及び調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- (4) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

17. 検査員及び監督員

検査員 関西研 管理部 庶務課長

監督員 関西研 管理部 庶務課員

18. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

(要求者)

部課(室)名：QST 関西研 管理部 庶務課

氏 名：上田 康介

以上